

2021 年度 10 月入学・2022 年度 4 月入学金沢大学大学院法学研究科（修士課程）

第 1 期募集 学力検査問題解答例・出題意図

専攻名 法学・政治学専攻 選抜区分 外国人  
科目名 民法 記載者氏名 \_\_\_\_\_

解答例又は出題意図

【問題 1】の出題意図

本問は、使用者責任（715 条）および過失相殺（722 条 2 項）に関する基礎的理解を問うものである。

第 1 に、使用者責任（715 条 1 項）に関しては、要件を指摘したうえで、外形理論を採用した最高裁判決（最判昭和 37 年 11 月 8 日民集 16 卷 11 号 2255 頁）及び同判決の理論構成に対する学説の批判について触れながら、問題文の事実について検討する必要がある。さらに、使用者が損害賠償責任を負う場合には、使用者は、被用者に対して求償権を行使することができるので（715 条 3 項、最判昭和 51 年 7 月 8 日民集 30 卷 7 号 689 頁）、これについても論じなければならない。

第 2 に、過失相殺に関しては、過失相殺に必要な被害者の能力に関する最高裁判決（最判昭和 39 年 6 月 24 日民集 18 卷 5 号 854 頁）および被害者側の過失の評価に関する最高裁判決（最判昭和 51 年 3 月 25 日民集 30 卷 2 号 160 頁）を踏まえて、問題文の事実について検討する必要がある。

【問題 2】の出題意図

本問は、民法 94 条 2 項が類推適用される要件、効果等に関する基礎的理解を問うものである。

解答のポイントとしては、登記に公信力がないこと、権利外觀法理（外形を作出した者の帰責性と第三者保護）、通謀とはいえないが、通謀したのと同程度の帰責性ある場合には、94 条 2 項の類推適用によって第三者保護が可能である点などに言及する必要がある。また、第三者の保護要件として善意の他に無過失が要求されるのかについても言及する必要がある。

なお、事案としては、最判昭和 45 年 9 月 22 日民集 24 卷 10 号 1424 頁を参考にしている。